



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年12月20日（金） 号外（第4号）

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総務課）	2
○群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	2
○群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理課）	2
○群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則（地域福祉課）	2
○群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則（同）	3
○群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害政策課）	3
○群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（廃棄物・リサイクル課）	3
○群馬県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	3
○ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（野菜花き課）	3
○群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築課）	8
○群馬県建築基準法施行細則及び群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）	8
○群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）	9
<b>公安委員会規則</b>	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運転免許課）	10
○群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則（交通指導課）	10

規則

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十一号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則(平成十一年群馬県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表二の項上欄中「別表第一の五の五の項(五)」を「別表第一の五の五の項(五)」に改め、同表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

<p>三 条例別表第一の九の二の項(三)に規定する群馬県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和五年群馬県条例第四十七号)の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>群馬県特定都市河川浸水被害対策法施行細則(令和五年群馬県規則第五十九号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 規則第五条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出を受け付けること。</p>
--	--

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条の表二の項上欄の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十二号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年群馬県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「、同法第

六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第七条の二第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十三号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則(昭和三十五年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

様式第八号裏面中「礫石」を「苦楝子」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県災害救助法施行細則の規定により交付されている公用令書は、改正後の同規則の規定により交付されたものとみなす。

群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十四号

群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

群馬県生活保護法施行細則(昭和二十八年群馬県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十六号の二及び別記様式第十六号の三中「礫石」を「苦楝子」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県生活保護法施行細則(次項において「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県生活保護法施行細則(次項において「改正後の規則」という。)の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用すること

ができる。

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県規則第五十五号**

**群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則**

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則(平成二十四年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号、別記様式第十一号及び別記様式第二十九号中「**淋瀝**」を「**淋瀝**」に改める。

**附則**

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定により提出されたものとみなす。

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県規則第五十六号**

**群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則**

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年群馬県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十五号裏面中「**懲役又は禁錮の刑に処せられ刑の**」を「**拘禁刑に処せられ、その**」に改める。

別記様式第二十七号中「**懲役・禁錮の刑に処せられ刑の**」を「**禁錮刑に処せられ、その**」に、「**懲役・禁錮の刑の執行を解かれた**」を「**拘禁刑の執行を終えた**」に改める。

**附則**

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県規則第五十七号**

**群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八号(裏面)、別記様式第十七号(裏面)、別記様式第十八号(裏面)及び別記様式第二十一号(裏面)中「**淋瀝**」を「**淋瀝**」に改める。

**附則**

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

群馬県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県規則第五十八号**

**群馬県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則**

群馬県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年群馬県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十七号裏中「**磯砂**」を「**苔藻**」に改める。

**附則**

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の群馬県自然環境保全条例施行規則別記様式第十七号による自然保護取締員証は、改正後の群馬県自然環境保全条例施行規則別記様式第十七号による自然保護取締員証とみなす。

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県規則第五十九号**

**ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

**規則**

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則(平成四年群馬県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号中「を引率して、」を「並びに」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)

ぐんまフラワーパーク利用料金承認申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

指定管理者名

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例第9条第2項の規定により、下記のとおり利用料金を(決定・変更)したいので、承認を申請します。

## 1 入園料

区分	入園料(1人につき)		
	個人	団体(20人以上)	入園パスポート
大人			
小人			

## 2 利用料

区分	利用料
望遠鏡	

## 3 減免基準

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第3号(規格A4)(第3条関係)

ぐんまフラワーパーク利用料金納付状況報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

指定管理者名

年度 月分のぐんまフラワーパークにおける利用料金の納付状況について下記のとおり報告します。

記

区分			当該月分	年度累計
入園券	個人	交付人数(大人)	人	人
		納付額	円	円
		交付人数(小人)	人	人
		納付額	円	円
	団体	交付人数(大人)	人	人
		納付額	円	円
		交付人数(小人)	人	人
		納付額	円	円
	合計	交付人数	人	人
		納付額	円	円
入園パスポート	大人	発行件数	件	件
		納付額	円	円
	小人	発行件数	件	件
		納付額	円	円
	合計	発行件数	件	件
		納付額	円	円
入園料合計			円	円
利用料	望遠鏡		円	円

別記様式第四号中「あて」を「寄て」に改める。  
 附則  
 この規則は、ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県規則第六十号**

**群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則**

群馬県建築士法施行細則(昭和五十年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

**第二条 削除**

第五条第二号中「生年月日、氏名及び性別」を「氏名」に改める。

第十二条第二項中「名簿」を「閲覧所において名簿」に改め、同条第三項中「二級建築士名簿」を「閲覧所における二級建築士名簿」に改める。

第四十七条第二項中「登録簿等」を「閲覧所において登録簿等」に改め、同条第三項中「登録簿等」を「閲覧所における登録簿等」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「罫画」を「罫画」に改める。

**別記様式第五号中**

「ふりがな」	氏名	生年月日	年月日
「性」	別		

を

「ふりがな」	氏名	
--------	----	--

に改め、「(氏名)

又は性別の変更の場合に限る。)」を削る。  
 別記様式第五号の二中

「ふりがな」	氏名	生年月日	年月日
--------	----	------	-----

を

「性」	別	
「ふりがな」	氏名	

に改める。

**附則**

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別記様式第一号及び別記様式第二号の改正規定並びに附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県建築士法施行細則別記様式第五号の二の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の同様の規定により提出されたものとみなす。
- 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の群馬県建築士法施行細則別記様式第一号及び別記様式第二号の規定により提出されている申請書は、それぞれ当該改正規定による改正後の別記様式第一号及び別記様式第二号の規定により提出されたものとみなす。

群馬県建築基準法施行細則及び群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県規則第六十一号**

**群馬県建築基準法施行細則及び群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

(群馬県建築基準法施行細則の一部改正)  
 第一条 群馬県建築基準法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第十四項及び第十七項」を「第二十項及び第二十八項」に改める。  
 第二十二條中「第十八條第十七項及び第二十項」を「第十八條第二十一項及び第二十九項」に改める。

(群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)  
 第二条 群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十五年群馬県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第十八條第十六項」を「第十八條第二十二項」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十二号

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成八年群馬県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第六条第一項中「(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(同表(イ)項に掲げる尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。)(並びに同条第六項の表に掲げる図書のほか、次に掲げる図書」を「に掲げる図書及び同条第四項の表(十)項に掲げる図書(エレベーターに係るものに限る。)」に改め、同項各号を削る。

別記様式第二号中「第14項」を「第15項」に改め、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

群馬県公安委員会委員長 竹内 健

### 群馬県公安委員会規則第10号

#### 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第31の3中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県道路交通法施行細則の規定により交付されている回答書は、改正後の同規則の相当規定により交付されたものとみなす。

群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

群馬県公安委員会委員長 竹内 健

### 群馬県公安委員会規則第11号

#### 群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則（平成17年群馬県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第9号（裏）及び別記様式第15号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。